

真 庭 市 立 北 房 小 学 校 い じ め 防 止 基 本 方 針		
令和7年度		
い じ め に 関 す る 現 状 と 課 題		
本校では全ての職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない。」という基本認識にたち、全校の児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「いじめ問題」の根絶を目的に策定するものである。児童理解に努め未然防止の取り組みをより強く推進するために、他の分掌組織と連携して学校をあげた横断的な取り組みをしていく。		
い じ め 問 題 へ の 対 策 の 基 本 的 な 考 え 方		
「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。 ＜重点となる取組＞ ① いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。 ② 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。 ③ いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。 ④ いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保証するとともに、学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして、解決にあたる。 ⑤ 学校と家庭が協力して、事後指導にあたる。		
保 護 者 ・ 地 域 と の 連 携	学 校	関 係 機 関 等 と の 連 携
＜連携の内容＞ ・ いじめ問題が起きたときには家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組についての情報を伝えとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かすこととする。決して学校内だけで問題解決をするようなことはしない。 ・ 学校や家庭にはなかなか話することができないような状況であれば、「いのちの電話」等のいじめ問題などの相談窓口の利用も検討する。	問 題 行 動 対 策 委 員 会 ＜対策委員会の役割＞ ・早期発見・早期対応 ＜対策委員会の開催時期＞ ・毎月一回 ＜対策委員会の内容の教職員への伝達＞ ・職員会議等を活用して伝達する。 ＜構成メンバー＞ 校長・教頭・生徒指導主事・教務主任・養護教諭・SC 全 教 職 員	＜連携機関名＞ ・真庭市教育委員会 ＜連携の内容＞ ・早期発見の方法・対応の仕方等 ＜学校側の窓口＞ ・教頭 ＜連携機関名＞ ・真庭警察署 ＜連携の内容＞ ・非行防止教室の実施 ・定期的な情報交換、連絡会議の開催 ＜学校側の窓口＞ ・生徒指導主事
学 校 が 実 施 す る 取 組		
① い じ め の 防 止	児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、教師一人一人が分かりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるように努める。道徳の時間には命の大切さについての指導を行う。また、「いじめは絶対に許されないことである」という認識を児童がもつように、教育活動全体を通して指導する。そして、見て見ぬふりをすることや知らん顔をすることも「傍観者」として、いじめに加担していることを知らせる。 (1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。 ①人権週間の取り組み ②道徳教育の充実 ③特別活動の充実 (2) 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。 ①一人一人が活躍できる学習活動 ②人との関わりを身につけるためのトレーニング活動 ③安心して自分を表現できる年間計画の作成 ④人とのつながる喜びを味わう体験活動	
② 早 期 発 見	ア 「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、全ての教員が児童の様子を見守り日常的な観察を丁寧に行うことにより、児童の小さな変化を見逃さないするどい感覚を身につけていくことが必要である。 イ おかしいと感じた児童がいる場合に朝礼や職員会議の場において気づいたことを共有し、より大勢の目で該当児童を見守る。 ウ 様子に変化が見られる場合には、教師が積極的に働きかけを行い、児童に安心感をもたせるとともに問題の有無を確かめ、解決すべき問題がある場合には、「教育相談週間」で当該児童から悩み等を聞き、問題の早期解決を図る。 エ 教育相談週間を設定し、「学校生活に関するアンケート」をもとに、児童の悩みや人間関係を把握しいじめゼロの学校づくりを目指す。また、保護者の教育相談日を設定し保護者からも情報を得る。 オ ネットいじめの対応 携帯電話等の所持をできれば禁止するよう保護者に協力を仰ぐ。また、講演会の設定や保護者会などでの学級活動を利用して、児童一人一人に対して、インター ネットのもつ利便性や危険性についてしっかり理解させながら、情報機器の適切な使い方についての指導の様子を参観してもらう。家庭における情報機器の使用について、保護者と協力して適切に指導できるよう啓発に努める。	
③ い じ め へ の 対 処	発生事案について、いじめ防止対策委員会において重大事態と判断した場合は、真庭市教育委員会に報告するとともに、全教職員の共通認識の下、いじめられた児童を守ることを最優先としながら、適切な対処や調査を迅速に行う。 問題解決への対応 (ア) 情報の収集と事実の整理・記録(情報集約及び記録担当者の特定) (イ) 重大事態対応プロジェクトチーム編成 (ウ) 関係保護者、教育委員会、真庭警察署等関係機関との連携 (エ) PTA役員及び会員との連携 (オ) 関係児童への指導 (カ) 関係保護者への対応 (キ) 全校児童への指導	